

## 香取広域市町村圏事務組合行政組織規則

昭和59年 3 月 21 日

規則第 1 号

改正 平成19年 2 月 22 日規則第 1 号  
平成19年 4 月 1 日規則第 6 号  
平成21年 4 月 1 日規則第 5 号  
平成22年 3 月 30 日規則第 4 号  
平成23年 3 月 30 日規則第 6 号  
平成24年 3 月 30 日規則第 1 号  
平成25年 3 月 29 日規則第 1 号  
平成27年 3 月 3 日規則第 2 号  
平成28年 3 月 31 日規則第 5 号  
平成29年 3 月 17 日規則第 1 号  
平成30年 3 月 1 日規則第 1 号  
令和 2 年 3 月 2 日規則第 1 号

(目的)

**第 1 条** この規則は、香取広域市町村圏事務組合行政組織条例（昭和59年香取広域市町村圏事務組合条例第 1 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定により管理者の権限に属する事務を処理するための組織及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第171条第 5 項の規定により会計管理者の権限に属する事務を処理するための組織について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織の分類)

**第 2 条** 前条の組織は、本庁及び出先機関に分類する。

(本庁)

**第 3 条** 本庁とは、条例第 2 条の規定により設置する事務局及び第 5 条の規定により設置する会計班をいう。

(出先機関)

**第 4 条** 出先機関とは、次の各号に掲げる施設をいう。

(1) 伊地山粗大ごみ処理施設

- (2) 北総斎場
  - (3) 牧野し尿処理場
  - (4) 伊地山クリーンセンター
  - (5) 下飯田し尿処理場
  - (6) 長岡不燃物処理場
  - (7) おみがわ聖苑
- (会計班の設置)

**第5条** 法第292条において準用する法第171条第5項の規定により、会計管理者の事務等を処理する組織として会計班を置く。

(組織)

**第6条** 事務局に総務課及び業務課を置く。

2 総務課に総務班、業務課に業務班及び施設建設班を置く。

(分掌事務)

**第7条** 課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総務課
  - ア 組合の統轄事務に関すること。
  - イ 公告式に関すること。
  - ウ 規約、条例及び規則等の制定改廃に関すること。
  - エ 公印の管守に関すること。
  - オ 事務引継に関すること。
  - カ 文書の收受、発送及び整理保存に関すること。
  - キ 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。
  - ク 職員の給与及び旅費に関すること。
  - ケ 職員の研修、勤務時間その他の勤務条件及び福利厚生に関すること。
  - コ 職員の公務災害補償に関すること。
  - サ 市町村職員共済組合及び市町村総合事務組合に関すること。
  - シ 組合議会に関すること。
  - ス 財政計画並びに予算の編成及び執行に関すること。
  - セ 歳入歳出決算に関すること。
  - ソ 行政改革に関すること。

- タ 財産の取得、管理及び処分に関する事。
- チ 市町村計画の策定及びその実施のための連絡調整に関する事。
- ツ その他関係市町の連絡調整に関する事。
- テ 関係市町職員の共同採用試験に関する事。
- ト 関係市町職員の共同研修に関する事。
- ナ 入札の執行に関する事。
- ニ 各施設の環境安全に関する事。
- ヌ 一般廃棄物処理手数料に関する事。
- ネ 浄化槽汚泥投入手数料に関する事。
- ノ 火葬場使用料に関する事。

(2) 業務課

- ア 伊地山粗大ごみ処理施設、伊地山一般廃棄物最終処分場、第二伊地山一般廃棄物最終処分場、北総斎場、牧野し尿処理場、伊地山クリーンセンター、長岡不燃物処理場、下飯田し尿処理場、織幡最終処分場及びおみがわ聖苑の管理運営に関する事。
- イ 一般廃棄物収集委託業務に関する事。
- ウ 一般廃棄物処理手数料に関する事。
- エ 浄化槽汚泥投入手数料に関する事。
- オ 火葬場使用料に関する事。
- カ 一般廃棄物基本計画に関する事。
- キ 一般廃棄物収集計画に関する事。
- ク ごみ処理施設整備建設に関する事。

2 会計班の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 手数料の徴収に関する事。
- (2) 出納、会計処理に関する事。

(職制)

**第8条** 事務局に事務局長、課に課長、班に班長を置く。

- 2 次の表の左欄に掲げる出先機関に当該右欄に掲げる職を置く。

出 先 機 関	職
伊地山粗大ごみ処理施設	場 長
北 総 斎 場	場 長
牧野し尿処理場	場 長
伊地山クリーンセンター	場 長
長岡不燃物処理場	場 長
おみがわ聖苑	場 長

3 事務局に副参事を置くことができる。

**附 則**

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年2月22日規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年4月1日規則第6号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年4月1日規則第5号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年3月30日規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月30日規則第6号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月30日規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月29日規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月3日規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月31日規則第5号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年3月27日規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月1日規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年3月2日規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。